

公立大学法人都留文科大学 第3期中期目標、中期計画、年度計画 対照表

中期目標	中期計画	令和4年度計画
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>I 基本目標</p> <p>II 中期目標達成に向けての取組方針</p> <p>III 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>IV 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>V 研究に関する目標</p> <p>VI 地域貢献及び国際化に関する目標</p> <p>VII 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>VIII 財務内容の改善に関する目標</p> <p>IX 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>X その他業務運営に関する重要目標</p> <p>昭和 28 年(1953)に山梨県立臨時教員養成所として設立され、昭和 30 年(1955)に都留市立都留短期大学、昭和 35 年(1960)に4年制の教員養成系大学として開学した都留文科大学は、「菁莪育才※1」(せいがかいくさい)の精神のもと、多様な地域から集る学生たちが、共に「人文科学研究＝人間探求の学問」</p>	<p>目次</p> <p>I 第3期中期計画策定の基本的な視点</p> <p>II 中期計画達成に向けての目標の設定</p> <p>III 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>IV 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>V 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>VI 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>VII 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>VIII 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>IX 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>X その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>XI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>XII 短期借入金の限度額</p> <p>XIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>XIV 剰余金の使途</p>	<p>目次</p> <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>II 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>III 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>VI 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>VIII 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>IX 短期借入金の限度額</p> <p>X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>XI 剰余金の使途</p>

<p>を学び、地域の教育や文化、福祉の向上のために貢献するという一貫した教育理念により、多くの有能な人材を輩出してきており、設立以来、都留市を語るうえで、欠かせないものとなっている。</p> <p>大学淘汰の時代を迎える中、平成 21 年度からは、公立大学法人として新たなスタートを切り、そして平成 30 年 4 月からは教養学部、文学部との 2 学部制へと移行し、第 1 期及び第 2 期の中期目標、中期計画に基づき順調に運営されてきた。</p> <p>ここで、第 2 期中期目標期間が終了することから、これまでの実績や課題を踏まえ、SDGs※2 の取組など、Society 5.0※3 を迎える変革期の社会においても、都留市の「知の拠点」として「ひと集い 学びあふれる生涯きらめきのまち」の中核となることを期し、ここに公立大学法人都留文科大学第 3 期中期目標を定める。</p> <p>※1 菁莪育才：初代学長諸橋轍次が、学訓として選んだ言葉。『詩経』（儒教の教典の一）に「菁菁者莪」と題する詩がある。その序文に、「菁菁者莪、樂育才也」（菁菁者莪は、才を育むを楽しむなり）とあるように、社会有為の人材を育成する楽しみを詠んだものと理解されている。「莪」は、和名「つのもぎ」という植物、「菁菁」は青々と同じで、植物が勢い良く生い茂る様子を形容した言葉であり、「菁莪育才」の 4 字には、「つのもぎが勢いよく成長するように学生が成長して欲しい」との願いがこめられている。</p>	<p>XV 施設及び設備に関する計画</p> <p>XVI 積立金の使途</p> <p>XVII その他法人の業務運営に関し必要な事項</p>	<p>XII 施設及び設備に関する計画</p> <p>XIII 積立金の使途</p> <p>XIV その他法人の業務運営に関し必要な事項</p>
---	---	--

※2 SDGs:Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された17の目標と169のターゲットからなる国際目標

※3 Society 5.0:狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき姿として提唱された未来社会

## I 基本目標

公立大学法人都留文科大学(以下「大学」という。)は、長い年月をかけて培ってきた「教員養成系大学」としてのブランド力を基盤として、時代に適合した教育・研究・地域貢献について一層の進展と個性化を図り、理事長、学長の強いリーダーシップのもとで、魅力あふれる大学づくりに取り組むこととし、それを実現するために、次の基本目標を掲げる。

### 1 教員養成系大学としてのブランドの強化

(1) 初等、中等教育の実践的知識・スキルを有し、今日の教育を取り巻く諸課題へ積極的に取り組む意欲を持ち、少子高齢化やグローバル化する時代に対応しながら、様々な教育現場で活躍できる人材を育成する。

## I 第3期中期計画策定の基本的な視点

都留文科大学は、夢と希望を抱いて各地から集う学生たちを、「人文科学研究＝人間探求の学問」を通じて、教育や文化、福祉の向上に貢献する人材として育て、再び全国へと送り出す大学として定評を得てきた。こうした本学の教育の基盤となってきたのは、「菁莪育才」(せいがいいくさい)の学訓に加え、都留の恵まれた自然環境、そして地域の人びととのつながりである。

今後数年間の本学は、上記の基盤のさらなる充実と共に、新型コロナウイルス感染症をめぐる人類史的な経験が人びとの生活様式およびグローバル化とデジタル情報社会の進展にどのような影響をもたらすのかを的確に把握し、創造的な対処を進めることを課題の中心とせざるをえないだろう。それは容易いことではないが、大学自身がそうした絶えざる更新を続けることによってこそ、

<p>(2) 教員養成系大学としての特色を活かし、幅広い教養教育を提供し、知的好奇心、総合的な判断力、豊かな人間性を併せ持つ人材を育成する。</p> <p><b>2 地域を創りグローバル化を支える人材の育成</b></p> <p>(1) 地域から日本全体や海外との関係を意識できる広い視野を持ち、地域の発展・共生に取り組むことができる高い意欲と専門性を兼ね備えた人材を育成する。</p> <p>(2) 語学力・多文化理解力や高度な実務的能力を持ち、グローバル化する社会・企業の中においても、日本の歴史・文化・伝統を深く認識し、活躍できる人材を育成する。</p> <p><b>3 「教育首都つる※4」推進に向けた地域貢献</b></p> <p>(1) 高い教育力に裏付けられた活力ある地域「教育首都つる」の実現に向け、地域課題や小中学校を始めとした教育現場のニーズを分析し、その期待に応えられるよう、地域と連携協働した教育研究活動を推進するとともに、大学の社会的使命として、その成果を地域社会に還元し、地域に貢献できる大学として更なる飛躍を目指す。</p>	<p>時代の変化に対応する専門的な知識と、判断力を支える広い教養とを兼ね備えた人材を育成するという知の拠点としての役割を果たすことも可能になる。</p> <p>以上のような自覚のもと、本学は、第3期中期目標を実現するための具体的計画として、次のとおり第3期中期計画を定める。</p> <p>※1 「菁莪育才」(せいがいくさい)</p> <p>初代学長諸橋轍次が、学訓として選んだ言葉。『詩経』(儒教の教典の一)に「菁菁者莪」と題する詩がある。その序文に、「菁菁者莪、樂育才也」(菁菁者莪は、才を育むを楽しむなり)とあるように、社会有為の人材を育成する楽しみを詠んだものと理解されている。「莪」は、和名「つものよもぎ」という植物、「菁菁」は青々と同じで、植物が勢い良く生い茂る様子を形容した言葉であり、「菁莪育才」の4字には、「つものよもぎが勢いよく成長するように学生が成長して欲しい」との願いがこめられている。</p>	
---	---	--

#### 4 柔軟で機動力のある大学経営の推進

- (1) 理事長と学長の役割を明確にし、経営と教学においてそれぞれのリーダーシップを発揮し、機動力のある組織運営を図る。
- (2) 柔軟な人事制度の整備、業務の見直しにより業務内容の改善を積極的に実施し、大学経営と教育研究活動の更なる活性化を目指す。

※4「教育首都つる」：都留市自治基本条例第12条第2項には、「都留文科大学は、その知的資源を活用し、教育首都を目指したまちづくりに寄与するものとします。」とされ、都留文科大学を中心として、市民と学生が集い、学問や文化・芸術・体育が融合した学園のまちの総称。

#### II 中期目標達成に向けた取組方針

大学は中期目標の達成に向けた具体的な取り組みを示す中期計画・年度計画を自ら作成し、その実績を評価・検証し、不断の自己改善を行う。また、中期計画の策定にあたっては、大学淘汰の時代にあっても、今後も魅力あふれる大学として発展し続けるため、次の4つの視点に主眼を置き、数値目標や達成目標年度を定め、着実に実現しなければならない。

- 1 学生の「出口(就職)」を重視する。
- 2 地域連携の一層の充実に取り組む。
- 3 「選ばれる大学づくり」に注力する。

#### II 中期計画達成に向けての目標の設定

中期計画の策定に当たり、次の4つの視点に主眼を置き、数値目標や達成年度を設定する。

- 1 学生の「出口(就職)」を重視する。
- 2 地域連携の一層の充実に取り組む。
- 3 「選ばれる大学づくり」に注力する。
- 4 自主自立的で効率的な経営体制を構築する。

<p>4 自主自立的で効率的な経営体制を構築する。</p> <p><b>Ⅲ 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</b></p> <p><b>1 中期目標の期間</b> 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。</p> <p><b>2 教育研究上の基本組織</b> (1)学部・・・文学部、教養学部 (2)専攻科・・・文学専攻科 (3)大学院・・・文学研究科</p> <p><b>Ⅳ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b> (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標 ア 菁莪育才の理念のもと豊かな人間性の向上を図る教育を実践し、自立性と積極性を併せ持った、社会人及び教育者を育成する。 イ 幅広い教養と専門的学術を修得し、「学びつづける力」の獲得を通じて、学生の職業意識、社会貢献意識やグローバル感覚を高める。 ウ アドミッション・ポリシー※5、カリキュラム・</p>	<p><b>Ⅲ 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</b></p> <p>1 中期計画の期間 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 (1)学部 文学部、教養学部 (2)専攻科 文学専攻科 (3)大学院 文学研究科</p> <p><b>Ⅳ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための具体的方策 <b>【1】</b> 学生が学習課程を理解し、学習計画に役立てるため、各学年の履修ガイダンスによる説明会の充実と、専任教員によるオフィスアワーの充実を図り、専任教員が責任をもって学生を育成する。また、授業内容の見直しを図り、アクティブ・ラーニングの科目を段階的に増加させる。</p>	<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための具体的方策 ① 全学年対面での履修ガイダンスを基本として、コロナ禍の状況を鑑みながら適切な履修指導を行う。 将来構想委員会(教務専門部会)から提案されたシラバスに記載する専任教員のオフィスアワーの時間を、最低週 4 時間(2コマ)とすることを</p>
--	---	--

<p>ポリシー※6、ディプロマ・ポリシー※7 の理念に沿った到達目標、達成目標を明確にし、教育の成果や効果の検証を行い、教育に反映させる。</p> <p>エ 学生や社会の教育ニーズの把握に努める。</p> <p>※5 アドミッション・ポリシー：入学者受入れ方針  ※6 カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成方針  ※7 ディプロマ・ポリシー：卒業認定・学位授与に関する方針</p>	<p><b>【2】</b> 学術情報リテラシー教育※1及びデジタルシチズンシップ教育を推進する。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【3】</b> 教育と学びの質の向上を図るため、学部、専攻科、大学院のあり方と教育目的・目標、カリキュラムを見直し、改善する。</p> <p><b>【4】</b> 学生、保護者、就職先企業・学校等を対象とした調査を計画的に実施し、教育ニーズ等の把握に努める。</p> <p><b>【5】</b> 入学者選抜方法を点検し、適切な改善を図る。</p>	<p>将来構想委員会(親委員会)において検討する。</p> <p>全学科共通科目及び学科専門科目において授業内容を見直し、アクティブ・ラーニングの科目の段階的増加について、事例報告会等を開催する。</p> <p>② 大学附属図書館ガイダンスの参加総人数 1,500名以上を目指す。</p> <p>③ 学部・大学院とも、将来構想委員会・大学院運営会議での方針を踏まえ、3ポリシーを含めて新カリキュラムを策定する。</p> <p>専攻科のあり方(存続するか否か)は、学校教育学科において再度議論を行う。</p> <p>④ 新入生入学動機等調査・在学生満足度等調査を実施し、調査結果を分析し大学の知名度アップ戦略等に活用する。また就職先企業・教育委員会等を対象とした調査について検討する。</p> <p>⑤ 各学科の入学者選抜方法、出願資格について見直しを行い、適切な改善を図る。</p> <p>⑥ 令和7年度大学入学共通テストでの教科・科目の取り扱いが変わることに伴い、入学試験の受</p>
---	---	---

	<p><b>【6】</b> 入学志願者数 5,000 名以上を確保する。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【7】</b> カリキュラム・ポリシー※2、ディプロマ・ポリシー※3 に則ったカリキュラムの体系化を図り、単位の実質化・質の保証をするため、卒業必要単位数の見直しや科目数を削減したカリキュラムを再構築(改定)し、令和 6(2024)年度に開講する。また、カリキュラムの再構築(改定)に合わせ、全学共通教育科目と学科専門科目並びに大学院教育との連携を俯瞰的・可視的に把握できるよう、シラバス※4、コースツリー、科目ナンバリング等を整備する。</p> <p><b>【8】</b> 学生の授業外学習での主体的な学習時間を確保・促進し、単位の実質化を高め、質の保証をするために、年間履修単位数を削減する。</p> <p><b>【9】</b> 「学び続ける力」を培うため、持続的発展教育(ESD※5)の充実を図る。<b>【数値目標】</b></p>	<p>験科目の見直しを行う。</p> <p>⑦ 高校訪問、出前講座、大学説明会を 400 件以上実施し、大学の知名度アップを図り、入学志願者数 4,700 名以上を目指す。 また、志願者の利便性を考慮し、地方会場の新規設定を検討する。</p> <p>⑧ 令和 3 年度に将来構想委員会・大学院運営会議から示された方針に基き、全学共通教育科目と学科専門科目並びに大学院科目における新カリキュラムを策定する。併せて全学共通教育科目と学科専門科目並びに大学院教育との連携を俯瞰的・可視的に把握できるよう、シラバス、コースツリー、科目ナンバリング等を整備する。</p> <p>⑨ 令和3年度に将来構想委員会から示された年間履修上限単位数に基づいた、新カリキュラムを策定する。</p> <p>⑩ 大学附属図書館ガイダンス・研究編、データベース編について、卒業論文制作に結び付けるため、講習会を開催する。また、キャリア支援に結</p>
--	---	---

	<p>【10】 シラバス※4の内容を点検する機関とPDCA サイクルを検証する機関を設置し、実効性を持たせる。</p> <p>【11】 学生が自己の学習状況を客観的に把握し、自主的な学習を進めるために GPA※6 を活用する。また、GPA を履修指導の参考材料として活用し、履修選択、成績不振者への注意喚起としても活用する。</p> <p>【12】 初年次教育の充実を図る。【数値目標】</p> <p>【13】 大学での学習や研究に必要な基礎的情報技</p>	<p>び付けるため、就職活動に的を絞った新聞記事データベースガイダンス、東洋経済新報社雑誌記事データベース等のガイダンスを開催する。合わせて参加人数 100 名以上を目指す。</p> <p>⑪ ・シラバスの内容を点検し、質保証の責任を担う部署について  ・内部質保証に関する方針の策定と手続きの整備(規程化)  ・内部質保証システムを掌る組織の責任と権限の明確化  ・自己点検・評価などの検証結果を改善にフィードバックさせる仕組みの整備について  将来構想委員会において検討する。</p> <p>⑫ 学期ごとに GPA を可視化し、教務委員会を通して教員へ提供し、事務職員と連携して履修指導、成績不振者の早期発見・指導に繋げる。</p> <p>⑬ 1年生向けの図書館ツアー・図書館ガイダンスを開催し、図書館利用を促していく。参加人数 600 名以上を目指す。</p> <p>⑭ 情報基礎演習等の共通専門科目を受講しない</p>
--	---	---

	<p>術及び社会人として必要な情報処理能力を習得させる。【数値目標】</p> <p>【14】 質保証を促進し、成績評価を厳格化するため、評価システムを導入する。</p> <p>【15】 語学教育センターにより、「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成するカリキュラムを開発する。</p> <p>【16】 留学プログラムの充実を図り、より多くの学生に海外経験の機会を提供する。</p> <p>【17】 学生ニーズ・社会ニーズの把握を行うため、卒</p>	<p>学生や受講したが修得が不十分な学生を対象に Word&amp;Excel講座、PowerPoint 講座、情報活用講座などを開催し、延べ参加学生数 100名以上を目指す。</p> <p>⑮ 「都留文科大学における成績評価基準等に関する規則」に基づき、カリキュラム改正に合わせて成績評価ガイドラインを策定する。</p> <p>⑯ 語学教育センターにおいて、新カリキュラムを策定する。</p> <p>⑰ TOEIC など語学力の向上を計る外部テストの実施を推進する。</p> <p>⑱ 提携校と調整し、コロナ禍に於いてはオンライン留学プログラム内容を充実させる。また、より多くの学生が参加できるよう多種多様な語学研修プログラムの提供を検討する。タイムリーかつ効果的な留学PRにつなげるため、留学案内パンフレットの刷新、及び国際交流に関するホームページや SNS の定期的な更新を引き続き行う。今後は、センターが提供する科目の刷新に向けた検討を行う。</p> <p>⑲ 卒業生・修了生を対象に実施した授業アンケート</p>
--	---	---

<p>2 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>(1) 教職員の配置に関する目標 本学の教育研究の理念・目標に沿った教員</p>	<p>業生・修了生への授業アンケート等を実施し、授業内容にフィードバックできる制度を作る。</p> <p>【18】 教職課程の各科目(特に、「教職実践演習」)の充実と関係づけて、教職ポートフォリオの整備改善を推進する。</p> <p>【19】 大学附属図書館のオンラインデータベース、オンラインジャーナル、オンラインブック等 Web によるサービスを充実する。【数値目標】</p> <p>【20】 教職課程を有する学科・大学院と連携し、教育フィールド研究関係を軸に、理論と実践の往還の視点から、現代的課題に対応できる教職カリキュラムの改善を行う。</p> <p>2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教職員の配置に関する目標の具体的方策 【21】 本学の教育研究の理念・目標に沿った教員組</p>	<p>ト結果を踏まえて、FD 委員会において学生ニーズ・社会ニーズについて検証を行い、その結果を将来構想委員会に情報提供し、授業内容にフィードバックできる制度の具体的な内容(素案)の作成につなげる。</p> <p>⑳ 学生と教員が使用しやすいように「教職ポートフォリオ」を整備し、学生と教員双方が教職課程の各科目の履修状況を把握するとともに学生への教職指導に役立てる。</p> <p>㉑ 全学的に利用可能で適切なオンラインデータベース、オンラインジャーナル、オンラインブックを今後も導入していき、電子ジャーナル、データベース等の導入数 20 件以上を目指す。</p> <p>㉒ 教育フィールド研究について連携している学科・大学院の教員と協力し、教育フィールド研究における振り返り方法の改善に努める。また、地域交流研究センターと連携して、理論と実践の往還をめざした教職カリキュラムの開発に努める。</p> <p>2教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教職員の配置に関する目標の具体的方策 ① 令和4年度教員採用計画に基づき、教員の公</p>
---	---	---

<p>組織を編制する。</p> <p>(2)教育環境の整備に関する目標 中長期的展望に立った整備計画に基づき、良好な授業環境と自習環境の充実を図る。</p>	<p>組織を編制する。</p> <p>【22】 教職員の人事配置については、理事長及び学長のリーダーシップのもと戦略的、計画的に進める中で教学と経営の両面で適切な配置に努める。教育研究を活性化させるため、採用に関する諸条件を適切に勘案した公募制を原則として採用する。</p> <p>【23】 非常勤講師、特任教員等の有効活用を図る。</p> <p>(2) 教育環境の整備に関する目標の具体的方策</p> <p>【24】 中長期的な整備計画(知のフォレストキャンパス構想)を推進する。</p> <p>【25】 ラーニング・コモンズ※7として学生の自学・自習スペースを整備する。【数値目標】</p> <p>【26】 大学附属図書館のオンラインデータベース、オンラインジャーナル、オンラインブック等 Web によるサービスを充実する。【数値目標】【再掲】</p>	<p>募等実施する。</p> <p>② 令和4年度教員採用計画に基づき、戦略的、計画的に進める中で教学と経営の両面で適切な配置ができるように採用を行う。</p> <p>③ 教員配置計画に沿った特任教員の採用、任用更新を行い、有効活用を図る。</p> <p>(2) 教育環境の整備に関する目標の具体的方策</p> <p>④ 「知のフォレストキャンパス構想」実現に向け、個別施設計画に基づいた新棟建築工事を継続して実施する。</p> <p>⑤ 今後計画される施設の大規模改修を行う際に、ラーニング・コモンズの整備を含めて検討する。</p> <p>⑥ 大学附属図書館学習室・研究スペースの年間利用件数 1,500 件以上を目指す。</p> <p>⑦ 全学的に利用可能で適切なオンラインデータベース、オンラインジャーナル、オンラインブックを今後も導入していき、電子ジャーナル、データベ</p>
--	--	--

<p>(3)教育の質の改善に関する目標 教育理念・目標に沿った教育の質の改善を行うための組織的な取り組みをさらに推進する。</p>	<p>(3)教育の質の改善に関する目標の具体的方策</p> <p>【27】 教育に関する点検・評価を実施し、その結果に基づき教育の質の改善を図る。【数値目標】</p> <p>【28】 開講科目の授業評価アンケートを実施し、授業の改善を促進する。【数値目標】</p>	<p>ース等の導入数 20 件以上を目指す。【再掲】</p> <p>(3) 教育の質の改善に関する目標の具体的方策</p> <p>⑧ FD 講演会の教員の受講を促すとともに、当日受講できない教員向けにWeb上での動画公開を実施し、1 回あたりの受講率(アンケート提出率) 77%を目指す。</p> <p>⑨ FD委員会において自己評価票・目標申告票の集計結果の検証を行い、フィードバック等を含めた評価サイクルにつなげる素案を作成する。</p> <p>⑩ 授業評価アンケート(専任+特任 A・B)実施率 94%以上を目指すとともに、アンケート結果を科目担当教員等にフィードバックし、授業等の質の改善を促進する。</p> <p>⑪ 授業評価アンケート(非常勤)実施率 80%以上を目指すとともに、アンケート結果を科目担当教員等にフィードバックし、授業の質の改善を促進する。</p>
<p><b>3 学生への支援に関する目標</b></p> <p>(1)学生の学習支援に関する目標 充実した学習環境の整備、学生の立場に立ってサポートする学習支援システムの整備を</p>	<p>3 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学生の学習支援に関する具体的方策</p> <p>【29】 新入生および2年生全員にメンタルテストと発達障害関連困り感調査を実施し、問題を抱える</p>	<p>3 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学生の学習支援に関する具体的方策</p> <p>① 新入生及び2年生を対象にメンタルテストと発達障害関連困り感調査を実施し、問題を抱える学</p>

<p>推進する。</p> <p>(2) 学生の就職に関する目標 学生の多様な進路に対応する就職支援・指導を全学共通の重要課題と位置づけ、全学的な支援体制と併せ、同窓生や市内・県内を始めと</p>	<p>学生の個別面談を 100%実施する。</p> <p>【30】 様々なハラスメントを未然に防止し、発生した際、適切な対応が出来るよう実効性のある取り組みを推進する。</p> <p>【31】 三者協議(学生、教員、職員)、学生アンケートなどで学生の意見収集を行い、改善を図る。【数値目標】</p> <p>【32】 ラーニング・コモンズや空き教室を積極的に利用できる支援体制を整える。</p> <p>(2) 学生の就職に関する具体的方策</p> <p>【33】 就職率(就職者数(進学者を含む。)÷卒業者数×100)を令和8年度末までに97%以上を維持する。【数値目標】</p>	<p>生に個別面談を行い、要支援学生について継続的に支援していく。個別面談の実施率84%以上を目指す。また、調査への未回答者にアプローチし実態の把握に努める。</p> <p>② 保健センターはハラスメント相談窓口として、人権委員会はハラスメント申立窓口としてそれぞれの役割を明確にするとともに相互の連携を図り、ハラスメント相談への対応及びハラスメントを未然に防ぐための取組み体制を強化する。</p> <p>③ 学生自治会の人員不足および、学生の学生自治への関心の低下により、学生大会が定足数(1/5)に満たず成立しないことが相次いでいるので、学生自治会に積極的に協力を打診し、学生への周知を図ることで、その後に行う三者協議会を延べ2回以上開催することを目指す。</p> <p>④ 授業時間外での学習時間を促進するために、ラーニング・コモンズや空き教室の積極利用を促す。</p> <p>(2) 学生の就職に関する具体的方策</p> <p>⑤ 就職率(就職者数(進学者を含む。)÷就職希望者数×100)97%以上を維持するため、進路状況を早い段階で把握し、未決定者への支援</p>
---	---	--

<p>した全国の事業者との協力体制を築くなど、学内外から学生の就職を支援し、就職率の向上を図る。</p>	<p><b>【34】</b> 教員就職者数(臨時的任用を含む。)を令和8年度末までに190名以上を目指す。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【35】</b> 教職10年程度までの初期キャリア段階の卒業生を中心に、教職支援交流会(巡回指導)の充実並びに教職実践研究会の実施及び個別相談会を行う。</p>	<p>を行う。</p> <p>⑥ 各教育委員会の採用情報等(採用試験結果を含む。)を入手し、今後の指導等に活用する。また、東京アカデミー、時事通信社、教育新聞社等の教育関連企業から公立学校教員採用試験の最新情報や動向を入手し指導等に活用する。教員就職者数(臨時的任用を含む。)182名以上を目指す。</p> <p>⑦ コロナ禍によって大規模の交流事業ができない中で、小規模での新しいつながりの確保に結び付く事業を実施する。</p> <p>⑧ コロナ禍における卒業生支援を充実させるために、ICT(会議システム)を用いた卒業生指導の在り方を深化させるとともに、自助グループを育成し、生涯学び続ける教員の資質向上に努める。</p> <p>⑨ 教職実践研究会を実施し、学部・大学院教育と結び付けた実践力の向上を目指す。コロナ禍のために実施できない場合には、現役学生・院生と卒業生のICT等を通じた交流を進め、実践的力量的の向上に努める。</p>
--	---	---

	<p>【36】 本学の各同窓会支部や後援会との連携及び組織強化を図る。</p> <p>【37】 インターンシップの支援を行い、令和8年度末までに参加学生数延べ60名以上を目指す。【数値目標】</p> <p>【38】 民間企業への就職支援の充実を図る。</p> <p>【39】 都留市内の企業への就職に向け関係機関との連携を図る。</p>	<p>⑩ 全国の同窓会支部の支援を受けて、教員志望の現役学生との懇話会や模擬面接体験会、対策会を実施する。また、OB・OGによる講演会や交流会等を実施する。</p> <p>⑪ 後援会と連携を図り教員採用試験対策講座、公務員試験対策講座、資格取得に係る対策講座、各分野の合格者による体験報告会等を実施する。</p> <p>⑫ インターンシップ希望者にオリエンテーションを行い、インターンシップの意義、注意点を周知し、参加学生数延べ52名以上を目指す。</p> <p>⑬ 学生が相談するきっかけとなるようにキャリアカフェを実施する。</p> <p>⑭ 企業説明会や業界セミナーを開催し、企業とのマッチングを推進する。</p> <p>⑮ 都留市経営者連絡協議会と連携し、市内就職説明会を実施する。</p> <p>⑯ 関係機関との連携を強め、市内企業とのマッチングを推進する。</p>
--	--	--

<p>(3) 学生の経済的支援に関する目標</p> <p>国の高等教育の修学支援制度の制定等、奨学金や授業料減免の諸制度が大きく変わったことも踏まえた、大学独自の学生支援制度を推進する。</p>	<p>(3) 学生の経済的支援に関する具体的方策</p> <p>【40】 「高等教育の修学支援新制度」を利用し、授業料等減免制度の利用促進を図る。</p> <p>【41】 「高等教育等の修学支援新制度」を利用できない学生を支援するため、大学独自の授業料免除制度を維持・見直しを図る。</p> <p>【42】 独自の奨学金制度の見直し、充実を図る。</p> <p>【43】 学生の自主的活動「チャレンジプロジェクト」の支援を行う。</p> <p>【44】 課外活動支援を充実する。</p>	<p>(3) 学生の経済的支援に関する具体的方策</p> <p>⑰ 経済的な理由での退学者の減少を図るため、「高等教育等の修学支援新制度」の利用を学内サイト・学内掲示板・SNSにて周知する。また、授業料滞納者の中で制度の利用が可能な学生には、直接利用を勧奨する。</p> <p>⑱ 新型コロナウイルス影響下で学業の継続に支障をきたしているが、修学支援制度の利用対象外である学生に対して、大学独自の授業料免除制度を周知することで、経済的な理由による退学者を減少させる。</p> <p>⑲ 後援会理事会と協議し、後援会特別奨学金の充実を図る。</p> <p>⑳ 学生チャレンジプロジェクトの提案を引き出すため、学生との対話の機会を持ち、3件以上の実施を目指す。 (コロナの影響で自主的な活動が制限された2年間であったが、このような状況下ででき得る自主的な取り組みの提案を少しでも引き出せるよう学生自治会や学生団体との対話の時間を設け、実現に繋げる)</p> <p>㉑ コロナウイルス感染症の再流行に備えて、保健</p>
---	---	---

<p><b>V 研究に関する目標</b></p> <p><b>1 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b></p> <p>学問的動向、現代的な教育課題を含む社会的要請に応える研究、地域の歴史、文化、環境、自然、産業の特色を反映した個性ある専門的かつ実践的な研究を推進し、その水準・成果を客観的に検証する。</p> <p><b>2 研究実施体制等に関する目標</b></p>	<p><b>【45】</b> 学生の健全な食生活を支援する。</p> <p><b>V 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p><b>【46】</b> 機関リポジトリ※8による学術論文をはじめ多様な機会をとらえて研究成果を公表する。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【47】</b> 出版助成制度の活用を促進する中で、研究成果の水準の向上を図る。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【48】</b> 学術研究費等補助金(若手教員研究促進交付金・重点領域研究費交付金・大学院共同研究費交付金・特別教育研究費交付金)対象研究を公開する。<b>【数値目標】</b></p> <p>2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>	<p>センターと協力し課外活動時の感染症対策を徹底し、体育会・文化会・桂川祭実行委員会に対して指導していくことにより、コロナ禍の中でも課外活動の活性化を図る。</p> <p>② 100円朝食等を含め学生からの学生食堂に対する需要が高まっていることも踏まえ、実績に合わせて拡充し、健全な食生活の支援に取り組む。</p> <p><b>II 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 本学学術機関リポジトリに年間40件の登録(公表)を目指す</p> <p>② 出版助成制度の活用を含め、専任教員の年間の著書数22件を目指す。</p> <p>③ 学術研究費等交付金対象研究公開率100%を目指す。(公開するものは、前年度末までに研究が完了したもので、特別な理由により公開しないものは除く。)</p> <p>2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>
--	--	---

<p>(1)研究者等の配置に関する目標 研究組織の活性化を促すため、教員の適切な配置を行う。</p> <p>(2)研究の質の維持・向上に関する目標 研究の質の向上を促すため、研究費の確保を行いつつ、学内研究資金配分システムの効果的な運用、インセンティブの見直し等による、外部資金の獲得を推進する。</p> <p>(3)研究環境の整備に関する目標 研究の活力を維持発展させるため、研究環境の整備を進める。</p>	<p>(1) 研究者等の配置に関する具体的方策 <b>【49】</b> 地域交流研究センターの各部門に専任教員、特任教員を配置し、教育研究プロジェクト、地域貢献事業を推進する。</p> <p>(2) 研究の質の維持・向上に関する具体的方策 <b>【50】</b> 基盤的研究費を確保し、競争的経費を充実する。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【51】</b> 研究の質の向上のため、外部資金の獲得を促進する。<b>【数値目標】</b></p> <p>(3) 研究環境の整備に関する具体的方策 <b>【52】</b> 学部等専門領域を生かし先進的な研究を推進するとともに、今日的な地域課題の解決に資する研究を推進する。<b>【数値目標】</b></p>	<p>(1) 研究者等の配置に関する具体的方策 ① 新たな教育研究プロジェクト事業を学内募集するとともに、現在建設中の新棟で実施する地域交流事業の計画を策定する。</p> <p>(2) 研究の質の維持・向上に関する具体的方策 ② 各専任、特任(A・B)教員に対し学術研究費交付金の活用を促し、その研究の質の向上を促すために、計画段階でのチェック機能を充実させた上で、交付率 100%を目指す。 ※積算＝交付者数／申請者数</p> <p>③ 科学研究費の申請支援対策を強化し、該当年度に応募した科学研究費の採択率 30%を目指す。 ※積算＝採択者／応募者数</p> <p>④ 翌年度に採択される科学研究費の増加を図るため、科学研究費の申請支援の体制等の強化を行い、応募数 30 件を目指す。</p> <p>(3) 研究環境の整備に関する具体的方策 ⑤ 科学研究費の申請支援対策を強化し、該当年度に応募した科学研究費の採択率 30%を目指す。 ※積算＝採択者／応募者数<b>【再掲】</b></p>
---	--	---

<p><b>VI 地域貢献及び国際化に関する目標</b></p> <p><b>1 社会との連携や社会貢献に関する目標</b></p> <p>(1)「教育首都つる」の推進に関する目標</p> <p>地域の学校教育及び生涯教育の充実と発展に資するべく、教育研究の成果を広く地域社会に還元する。</p> <p>とりわけ、地域交流研究センターを中心とする教育委員会・市内教育機関と連携した種々の取組、市内の高等教育機関との「大学コンソーシアムつる」の推進や、市内高等学校との連携、学生アシスタントティーチャー(SAT)※8を始めとした、地域の特色ある教育へ寄与する取組を通じて、地域の教育力の向上に貢献する。</p> <p>※8 学生アシスタントティーチャー(SAT):教員志望の学生の実践教育として、児童・生徒の放課後指導やサポートに当たる学生を市内小中学校等へ派遣する制度</p>	<p>VI 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)「教育首都つる」の推進に関する具体的方策</p> <p>【53】 生涯学習、人材育成、文化、国際交流、理数教育等に関する共同事業や支援事業を実施する。</p> <p>【54】 地域の現職教員への指導等を実施する。</p> <p>【55】 免許状更新講習を、現代的な課題を中心に実施する。また、都留市の市費負担教員への研修及び地域の教員を対象とする研修会を実施する。</p>	<p>⑥ 翌年度に採択される科学研究費の増加を図るため、科学研究費の申請支援の体制等の強化を行い、応募数 30 件を目指す。【再掲】</p> <p>Ⅲ地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)「教育首都つる」の推進に関する具体的方策</p> <p>① 「市民公開講座」「子ども公開講座」等の市民を対象とした講座を継続的に開催する。</p> <p>② 知的障がいや発達障がいのある子どもとの交流を図るクロスボーダー・プロジェクト(クロボ)活動を継続的に実施するとともに、その研究成果を公表する。</p> <p>③ 教職支援センターと協力し現職教員向けの教育講座を開催する。</p> <p>④ 都留市の市費負担教員への指導及び山梨県教育委員会から依頼される講習等を実施する。</p>
--	---	---

	<p>【56】 教育研究の成果を教育現場、县市町村自治体、文化施設・団体、産業界等に還元するための情報発信を積極的に行う。【数値目標】</p> <p>【57】 地域利用者に対し、教育研究に支障のない範囲で施設、所蔵図書資料、情報機器等の設備、調査・相談サービスを広く開放する。【数値目標】</p> <p>【58】 行政や市民と教職員との対話の場を設けるなど、市の実状の把握やまちづくり事業等に関する情報の収集に努め積極的に参加する。</p> <p>【59】 市内に所在若しくは市に係る高等教育機関や市内高等学校との連携に主体的に取り組</p>	<p>⑤ 地域と大学をつなぐ「フィールド・ノート」、直近の活動状況を報告するニュースレター、年間の地域貢献活動や研究活動をまとめた「地域交流研究年報」を計5冊以上発行する。また、本学ホームページに掲載している「フィールド・ノート」の電子版について、市広報等を通じて市民に幅広く周知する。</p> <p>⑥ 長期保存すべき大学の発行物等について順次デジタル化を実施するとともに、活動内容をホームページに掲載する。</p> <p>⑦ 大学附属図書館の館内利用や所蔵図書資料の貸出し・複写サービスなど、学外者利用人数530名以上を目指す。</p> <p>⑧ 施設市民開放件数延べ40件以上を目指す。</p> <p>⑨ 大学教職員の専門的分野等の知識、技能を地域に役立ててもらうため情報を提供し、都留市が設置・主催する審議会や講演会などに積極的に活用してもらう。</p> <p>⑩ 都留市及び市内に所在する健康科学大学、山梨県立産業技術短期大学校と連携し、大学コン</p>
--	---	--

<p>(2)産学官連携の推進に関する目標 産学官連携の下での共同研究・学際的研究を進める。</p>	<p>む。</p> <p>【60】 市内小学校との連携協力により、教育フィールド研究における振り返り活動のプログラムを改善することで、現場教員に必要な力量を高める。</p> <p>【61】 都留市教育委員会が実施する都留文科大学附属小学校の教育課程特例校事業(英語特区)に協力し、大学として地域貢献につなげる。</p> <p>【62】 市内外の学校ボランティア活動、学童保育等への学生派遣に協力する。【数値目標】</p> <p>(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <p>【63】 包括的連携協定を締結した山梨県と共同プロジェクトを実施する。</p> <p>【64】 自治体、NPO、企業、文化団体等との連携に</p>	<p>ソーシウム つるにおける事業を推進する。</p> <p>⑪ 教育フィールド研究において、実習生が実際に遭遇する様々な具体的課題について、ケースカンファレンスの手法を用いながらグループで分析を重ね子ども理解につなげる指導法の開発に努める。</p> <p>⑫ 都留文科大学附属小学校の教育課程特例校事業に関し、都留市教育委員会と協議し、同校の教育課程の編成・実施の改善等に本学教員の専門的知見を役立てる。</p> <p>⑬ 教育委員会と連携し、都留市放課後子ども教室事業への学生派遣に協力する。ボランティア登録 20 名以上を目指す。</p> <p>⑭ 市内外の学校ボランティア活動、学童保育等への学生の派遣要請に協力する。</p> <p>(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <p>⑮ 県との包括的連携協定に基づき、両者の所有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用や共同事業を実施する。</p> <p>⑯ 大学コンソーシウムつるを中心とした生涯学習</p>
---	--	--

<p>(3)「生涯活躍のまち・つる」の推進に関する目標 都留市の推進する「生涯活躍のまち・つる」事業における大学連携の取組として、市や地域と連携し、市民や移住者への学びの場を提供するとともに、交流を通じた、多世代の経験や知識を活用する。</p> <p><b>2 国際化に関する目標</b></p> <p>(1)教育における国際化に関する目標 都留の魅力を広く伝え、留学生の受け入れの推進、その他諸外国等との教育上の交流を促進する。また、オンライン教育等による、人的移動を伴わない、教育上の交流についても促進する。</p>	<p>による共同プロジェクトを実施する。</p> <p>(3)「生涯活躍のまち・つる」の推進に関する具体的方策 <b>【65】</b> 市の重要施策として位置付けられた「生涯活躍のまち・つる」事業の大学連携施設を整備する。</p> <p>2 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育における国際化に関する具体的方策 <b>【66】</b> オンライン留学プログラムを策定し、実施する。</p> <p><b>【67】</b> 交換留学、派遣留学、語学研修先の拡大を目指す。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【68】</b> 留学プログラムの充実を図り、より多くの学生に海外経験の機会を提供する。<b>【再掲】</b></p>	<p>事業への参画並びに教員派遣を推進する。</p> <p>(3)「生涯活躍のまち・つる」の推進に関する具体的方策 ⑰ 「生涯活躍のまち・つる」事業の大学連携施設について、基本設計に着手する。</p> <p>2 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育における国際化に関する具体的方策</p> <p>① 提携校と調整し、オンライン留学プログラムを実施する。より多くの学生が参加できるよう内容を充実させる。</p> <p>② 交換留学、派遣留学、語学研修先の拡大を目指す。特に、派遣留学の拡大に向けて交渉を進める。新たな協定校 1 校以上を目指す。</p> <p>③ 提携校と調整し、コロナ禍に於いてはオンライン留学プログラム内容を充実させる。また、より多くの学生が参加できるよう多種多様な語学研修プログラムの提供を検討する。タイムリーかつ効果的な留学 PR につなげるため、留学案内パンフレットの刷新、及び国際交流に関するホームペ</p>
--	---	--

<p>(2) 研究における国際化に関する目標</p> <p>協定大学との連携をより促進させ、教育研究及び学術研究の活性化を目指す。外国人研究者・留学生の積極的な受入れと、学生・教員の海外派遣を進めるとともに、国際共同研究を支援・推進する。</p>	<p>【69】 地域と連携し、留学生のための都留ならではのプログラムを実施する。</p> <p>【70】 交換・指定校受入留学生数 16 名以上を目標とする。【数値目標】</p> <p>【71】 外国人留学生の生活・学習支援のためのチューターを 32 名以上確保する。【数値目標】</p> <p>(2) 研究における国際化に関する具体的方策</p> <p>【72】 国際交流センター内の体制づくり、業務体制改善を行う。</p>	<p>ージや SNS の定期的な更新を引き続き行う。今後は、センターが提供する科目の刷新に向けた検討を行う。【再掲】</p> <p>④ 留学生の受け入れ再開に向けて、留学生課外活動の内容を検討する。受け入れ後は、富士山バスツアー、学内での日本文化体験などを実施する。また、留学生向け科目 TISP の一層の充実に向けた検討を行う。</p> <p>⑤ 交換・指定校受入留学生数 12 名以上を目標とする。</p> <p>⑥ 外国人留学生の生活・学習支援のためのチューターを募集し、24 名以上を確保する。</p> <p>(2) 研究における国際化に関する具体的方策</p> <p>⑦ 引き続き、新学務事務システムを活用しながら、業務の透明化および担当者間の連携を図り、業務分担の見直しを行い効率化を図る。</p> <p>⑧ インターナショナルコーディネーターを含む留学担当者の会議を随時開催し、連携を図ることで、学生のニーズに合った留学プログラムの拡充を進める。</p>
---	---	--

<p><b>VII 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p><b>1 業務運営の改善に関する目標</b></p> <p>(1) 組織運営の改善に関する目標 理事長と学長のリーダーシップの下、全学合意を図りつつ責任ある組織運営を行う。</p> <p>(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する目標 教育研究活動等の活性化を図るため、適正かつ</p>	<p><b>【73】</b> 国際共同研究を支援・推進するための制度を充実し、特に、教育分野における国際協力を積極的に推進する。</p> <p><b>【74】</b> 協定大学との連携を促進させる。</p> <p>VII 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 組織運営の改善に関する具体的方策</p> <p><b>【75】</b> 教職員の多面的な業務内容に関する評価システム(業績評価・改善システム)を構築する。</p> <p><b>【76】</b> 他機関との人事交流、外部人材の登用等を促進する。</p> <p>(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <p><b>【77】</b> 教員の昇給制度の見直しを行い、適切な昇任</p>	<p>⑨ 国際共同研究についてはその重要性が認められることから、より利用が行われるような方策を検討し、教員に活用を促す。</p> <p>⑩ メールやオンライン会議システムを活用し、協定校とのさらなる関係構築や、より精査されたプログラム作りにつなげる。</p> <p>IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 組織運営の改善に関する具体的方策</p> <p>① FD委員会において自己評価票・目標申告票の集計結果の検証を行い、フィードバック等を含めた評価サイクルにつなげる素案を作成する。<b>【再掲】</b></p> <p>② 設置団体(市)へ大学固有の派遣ができるよう、派遣計画を作成し、半年ごとの短期間の派遣など人事交流を進めていく。</p> <p>③ 設置団体(市)への派遣も含め、他大学や公的機関等への職員の派遣について協議する。</p> <p>(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <p>④ 昇任選考に関する規定の見直しを行い、学内外</p>
---	---	---

<p>公正な評価に基づく適切な人事システムを構築する。</p> <p>(3) 内部監査機能の充実に関する目標 監事を中心とした実効性のある監査体制を整備するとともに、監査業務に従事する職員の専門性の向上を図り、財務規律や法人業務の適正処理を確保する。</p> <p><b>2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標</b></p> <p>(1) 教職員の人事に関する目標 ア 教職員の人事配置については、理事長及び学長のリーダーシップのもと戦略的、計画的に進める中で、教学と経営の両面で適切な配置に努める。 イ 教育研究を活性化させるため、採用に関する諸条件を適切に勘案した公募制を原則として採用する。 ウ 職員の人事については、市や教員組織と連携しつつ、法人・大学運営に専門的能力を発揮することができる職員の採用や養成等を行う。</p>	<p>を行う。学内外における教育、研究、社会(地域)貢献等、多様な活動内容や職責をより適正に反映した人事評価システムを構築する。</p> <p>(3) 内部監査機能の充実に関する具体的方策 【78】 監査室による監査を計画的に実施する。(3～8年度)【数値目標】 【79】 実効性のある監査体制を整備し、内部監査機能の充実を図る。</p> <p>2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置 (1) 教職員の人事に関する具体的方策 【80】 戦略的、計画的に職員の人事配置を行う。 【81】 市と協議しながら、計画的に大学固有の職員を採用し、専門的能力を発揮することができる人材養成に努める。</p>	<p>における教育、研究、社会(地域)貢献等、多様な活動内容や職責をより適正に反映できるような不公平感のない人事評価のルールを作成する。</p> <p>(3) 内部監査機能の充実に関する具体的方策 ⑤ 監査室と監事との連携を強化し、通年の監査に加え定期監査を年 2 回以上実施する。 ⑥ 内部監査機能を充実させるため、監査内容等の見直しを行う。</p> <p>2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置 (1) 教職員の人事に関する具体的方策 ① 各課長の面接や内申書を踏まえ、専門職員の能力が十分発揮できるような人事配置を行う。 ② 大学固有職員の採用試験を実施する。令和 4 年度採用者を含め若手職員の研修を充実させ人材養成に努める。</p>
--	--	--

<p>(2) 教職員の給与等に関する目標</p> <p>学内外における教育、研究、社会(地域)貢献、管理運営等多様な活動内容や職責をより適正に反映した人事評価システムを構築する。</p> <p>(3) 教職員の健康安全管理に関する目標</p> <p>教職員の健康安全管理を推進し、健康診断の受診やメンタルヘルスに関するサポート体制の整備等、保健管理機能を充実する。</p>	<p>(2) 教職員の給与等に関する具体的方策</p> <p>【82】 教員の人事評価については、評価システムを構築し、給与等への反映などインセンティブに活用する。また、大学固有職員は、市職員の評価システムを参酌するなかで試行運用し、昇任昇給等に反映する。</p> <p>(3) 教職員の健康安全管理に関する具体的方策</p> <p>【83】 労働安全衛生法等に基づく安全衛生管理について、学内外に周知、公表する。</p> <p>【84】 学生、教職員の定期健康診断を実施する。</p> <p>【数値目標】</p>	<p>(2) 教職員の給与等に関する具体的方策</p> <p>③ 学長、副学長を含めながら、教員の評価システムの導入について、本学の評価システムを構築し、運用できるようにする。</p> <p>④ 職員評価システムについて、設置者である都留市の評価システムを参酌する中で、本学の人事評価規定に基づき、公平性、客観性、透明性、目的性及び納得性を確保し、意識改革、昇任につながるような評価方法を検討する。</p> <p>(3) 教職員の健康安全管理に関する具体的方策</p> <p>⑤ 令和 3 年度に引き続き、衛生委員会を年 5～6 回開催し、ストレスチェック等の実施、結果について検証し公表する。</p> <p>⑥ 学校保健安全法施行規則に基づき新入生に対し健康診断を実施するなかで、健診結果について説明し、健康管理に対する意識を高めるための指導を行う。併せて継続して診療等が必要な学生に食事・運動等の保健指導を実施し疾病予防に努める。また、一人暮らしの学生が多いため体調管理や食生活等について指導する。(1 年生の定期健康診断受診率 100%を目指</p>
--	---	--

<p><b>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</b></p> <p>AI・RPA等の導入、外部委託の推進、調達コストの削減、施設設備の有効活用等により事務処理の効率化・合理化を推進するとともに、企画立案機能など専門職性の高い事務組織の機能を活性化させ</p>	<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【85】 企画立案機能など専門性の高い事務組織の機能を活性化させる。</p>	<p>す。)</p> <p>⑦ 新年度の授業開始前に 健康診断を実施し、健康管理に対する意識を高める。健診結果の説明及び継続して診療等が必要な学生に食事・運動等の保健指導を実施し疾病予防に努める。(2～4年生の定期健康診断受診率 100%を目指す。)</p> <p>⑧ 教員の受診率向上のため学内での健診を実施し、他検査機関で実施した受診状況を把握し、受診困難者の状況把握を行い、定期健康診断受診率 100%を目指す。</p> <p>⑨ 職員の受診率向上のために学内での健診を実施し、他検査機関で実施した受診状況を把握し、受診困難者の状況把握を行い、定期健康診断受診率 100%を目指す。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>① 令和 3 年度に引き続き、経験実績のある大学固有の再任用職員を配置し、若年層職員の積極的な研修への参加を促す等職員育成を行う。</p>
--	--	--

<p>る。</p> <p><b>VIII 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 自己収入の増加に関する目標</b></p> <p>他公立大学の状況等を踏まえた入学金・授業料等の適正なあり方を検討するなど、自己収入の増加に努める。</p> <p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金などの外部資金の獲得を奨励する。</p>	<p><b>【86】 施設の有効活用等を推進する。【数値目標】</b></p> <p><b>【87】 大学職員の職能成長(SD:スタッフ・ディベロップメント※9)による人材育成及び資質向上計画に基づき多様な研修を実施する。</b></p> <p>VIII 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p><b>【88】 科学研究費補助金への採択率の増加に努める。【数値目標】</b></p> <p><b>【89】 科学研究費補助金及び公募型民間助成への申請件数の増加に努める。【数値目標】</b></p> <p><b>【90】 持続可能な大学経営に向け、入学金・授業料等についての適正なあり方を検討するとともに、</b></p>	<p>② 施設市民開放件数延べ 40 件以上を目指す。<b>【再掲】</b></p> <p>③ 公立大学協会で実施する研修などを情報提供し、研修に参加するように促す等、全職員が研修に参加できるよう体制を整える。</p> <p>④ 事務職員を対象とした公立大学法人会計事務研修会(公認会計士講師及び会計担当者による研修会)を実施する。</p> <p>V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 科学研究費の申請支援対策を強化し、該当年度に応募した科学研究費の採択率 30%を目指す。 <b>※積算＝採択者／応募者数【再掲】</b></p> <p>② 翌年度に採択される科学研究費の増加を図るため、科学研究費の申請支援の体制等の強化を行い、応募数 30 件を目指す。<b>【再掲】</b></p> <p>③ 将来構想委員会において、入学金・授業料等の適正なあり方や本学の教育・研究の奨励等を目</p>
--	--	--

<p><b>2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標</b> 大学の財務健全性を確保するため、運営経費の抑制に努め、適正かつ効率的に予算を執行する。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b> 大学経営の基盤となる土地、施設、設備等の保有資産の効率的・効果的な運用を図る。</p> <p><b>IX 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b> 多面的な評価基準にもとづく点検・評価を行うとともに、認証評価機関※9による認証評価を受け、そ</p>	<p>奨学寄附金制度の導入を進める。</p> <p>2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置</p> <p>【91】 日常的に節電、節水など、省資源、省エネルギーについて教職員の意識改革に努める。【数値目標】</p> <p>【92】 授業等での教員及び学生の課題資料のペーパーレス化を推進する。【数値目標】</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【93】 施設・設備等について、教育研究連携や地域開放を含めた効率的・効果的な運用・管理を図る。</p> <p><b>IX 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【94】 自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて関係組織に対して改善策を示し、大学の方針を</p>	<p>的に使用される奨学寄附金制度の導入に向けた調査・研究をする。</p> <p>2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 一般管理費を経常費用の8%以内に抑制する。</p> <p>② 水道光熱費を一般管理費の10%以内に抑制する。</p> <p>③ 学務事務システムでの資料配布や課題提出を推進し、紙の使用料の削減を推進する。オンデマンドプリントシステムの印刷枚数を令和元年度に対し20%削減を目指す。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 施設市民開放件数延べ40件以上を目指す。【再掲】</p> <p><b>VI 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 自己点検・評価実行委員会を開催し、自己点検評価について学内関係組織との協議・調整を行</p>
--	---	--

<p>の評価結果を踏まえて必要な改善に取り組む。</p> <p>※9 認証評価機関:学校教育法第 109 条第 2 項の規定により文部科学大臣が認証した機関。大学は、同規定によりこの機関の評価を受けることとされている。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b>  教育研究、組織及び運営等の活動状況に関する大学情報等について各種媒体を活用して、広報活動により積極的に発信を行う。</p> <p><b>X その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b>  教育及び研究のニーズを満たす、魅力あるキャンパスの整備を進める。施設の大規模な改修、長寿命化については、更新の時期、費用を個別施設計画に位置づけ、適正に管理する。</p>	<p>踏まえ全学的見地から調整を行う。</p> <p><b>【95】</b> 認証評価機関による外部評価を定期的実施する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p><b>【96】</b> 教育活動、研究活動、地域貢献活動、国際交流活動等本学の特色を明確にし、多様なメディアを活用して広報する。</p> <p>X その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p><b>【97】</b> 中長期的な整備計画(知のフォレストキャンパス構想)を推進する。<b>【再掲】</b></p>	<p>う。</p> <p>② 令和 2 年度に外部評価を受審し、認証済みであるが、評価機関から指摘を受けた内容について、令和 6 年 7 月報告までに改善の準備を進める。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① オープンキャンパス等について、動画配信、ライブ配信、Zoom などを活用した双方向型の個別面談や模擬授業を併用し、多様なメディアを活用して広報を行う。</p> <p>② Twitter、Instagram、LINE等の SNS ツールを活用して利用者数を増やし、大学広報に繋げる。</p> <p>VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 「知のフォレストキャンパス構想」実現に向け、個別施設計画に基づいた新棟建築工事を継続して実施する。<b>【再掲】</b></p>
---	--	--

<p>情報ネットワークや機器については学生及び教職員が有効かつ快適に活用できる機能的な環境を整備する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標</b></p> <p>(1)安全管理・事故防止に関する目標</p> <p>労働安全衛生法等を踏まえ、環境保全、安全対策及び安全教育を充実させるとともに、全学的な危機管理体制を整備する。</p> <p>(2)情報セキュリティ対策に関する目標</p> <p>大学構成員の情報セキュリティに関する意識の</p>	<p>【98】 ラーニング・コモンズ※7として学生の自学・自習スペースを整備する。【再掲】</p> <p>【99】 安全なキャンパス環境の維持のため、施設の適正な改修等を計画的に行う個別施設計画(令和2年度策定)に基づいた施設の改修等を行い、各種のセキュリティ対策を講じる。</p> <p>【100】 学生及び教職員が快適に利用できる情報ネットワーク環境を整備するとともに有効かつ機能的な情報システムを整備する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>【101】 安全なキャンパス環境の維持のため、施設の適正な改修等を計画的に行う個別施設計画(令和2年度策定)に基づいた施設の改修等を行い、各種のセキュリティ対策を講じる。【再掲】</p> <p>【102】 あらゆる危機に対応するための包括的危機管理マニュアルの点検整備を継続的に行う。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策に関する具体的方策</p> <p>【103】 情報セキュリティポリシーに基づき、大学構成</p>	<p>② 今後計画される施設の大規模改修を行う際に、ラーニング・コモンズの整備を含めて検討する。【再掲】</p> <p>③ 施設の適正な改修等を計画的に行う個別施設計画に基づいた改修を行う。(体育館、音楽棟外部改修、自然科学棟空調設備)</p> <p>④ 新棟に学生及び教職員が快適に利用できる情報ネットワーク環境を整備する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>① 施設の適正な改修等を計画的に行う個別施設計画に基づいた改修を行う。【再掲】</p> <p>② 防災訓練後のアンケートを参考に、防災基本マニュアル等の点検を行う。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策に関する具体的方策</p> <p>③ 情報セキュリティポリシーに基づき、大学構成員</p>
---	---	---

<p>向上を図り、信頼性・安全性の確保を図る。</p> <p>(3)セーフコミュニティの推進に関する目標 市の取り組むセーフコミュニティの推進に関わる所属団体として、安全安心な大学づくりに努める。</p> <p><b>3 コンプライアンスの強化等に関する目標を達成する目標</b></p> <p>(1)コンプライアンスの強化に関する目標 法令及び学内諸規程に基づく適正な法人運営等を行うとともに、大学教職員に対しては指導や研修の実施体制を整備し、コンプライアンスを徹底する。</p>	<p>員の情報モラルの意識向上を図る。</p> <p>(3)セーフコミュニティの推進に関する具体的方策</p> <p>【104】 市が進めるセーフコミュニティ事業に積極的に参加し、安全・安心な大学としての環境整備を推進する。</p> <p>【105】 学生等の安全・安心な環境確保のために、関係行政機関等との連携を図るなど、危機管理体制を充実させる。</p> <p>3 コンプライアンスの強化等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) コンプライアンスの強化に関する具体的方策</p> <p>【106】 コンプライアンスの強化 法令及び学内諸規定に基づく適正な法人運営を行うとともに、大学教職員に対しては指導や研修の実施体制を整備しコンプライアンスを徹底する。</p>	<p>が守らなければならない事項について周知し、情報セキュリティの維持に努めていく。</p> <p>(3)セーフコミュニティの推進に関する具体的方策</p> <p>④ 大学のセーフスクールの実現に向け、小・中・高校のセーフスクールを研究するとともに、教職員・学生向けにセーフコミュニティの理念、考え方を周知し、具体的な取組を開始する。</p> <p>⑤ 災害発生時等に学生がスムーズに行動できるよう、関係行政機関等と協議を行う。また大学独自の備蓄体制の充実を図る。</p> <p>3 コンプライアンスの強化等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) コンプライアンスの強化に関する具体的方策</p> <p>① 令和3年度に引き続き、コンプライアンス研修を実施し、法令遵守に対し、認識していく。</p> <p>② オンラインでの研修参加やオンデマンドでの研修を実施する等、多様な研修を検討し、参加しやすい環境を整え、研修参加率 95%を目指す。</p> <p>③ 研究に携わる学生に対し、教員から指導、注意喚起するなどコンプライアンス強化を徹底する体</p>
---	---	---

<p>(2) 個人情報の保護に関する目標 個人情報の保護については、取り扱いの適正化に努め、保護体制を充実する。</p> <p>(3) ハラスメントの防止及び多様性の推進に関する目標</p> <p>学生・教職員に対するハラスメント行為の防止、人権侵害や LGBT 等への理解を深める啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図る。</p>	<p><b>【107】</b> 教職員に対し、法令遵守等に関する多様な研修会等を実施する。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する具体的方策 <b>【108】</b> 個人情報の保護に関する規程に基づき、適正な個人情報の保護に努める。</p> <p>(3) ハラスメントの防止及び多様性の推進に関する具体的方策 <b>【109】</b> ハラスメントの防止及び多様性に対する理解を深めるための教育を推進する。</p>	<p>制を整える。</p> <p>④ 研究不正に関する基本方針や行動規範について啓発活動を行うとともに、研究不正防止計画を推進するために、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、常勤教員における理解度チェックリスト正答率 100% を目指す。</p> <p>⑤ 研究費の不正使用の防止を図るため、研究費の執行及び会計ルールを含めたマニュアル「学術研究費等交付金のハンドブック」を全教員に配布し周知を行う。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する具体的方策 ⑥ 個人情報の保護については、取り扱いの適正化に努め、保護体制を充実する。</p> <p>(3) ハラスメントの防止及び多様性の推進に関する具体的方策 ⑦ 職員向けのハラスメント防止に関する指針をもとに、教員向けにハラスメント防止に関する指針を作成する。</p> <p>⑧ 人権侵害や LGBT 等について認識を深め、人権侵害とはどのようなことか理解するための研修</p>
---	---	--

<p><b>4 環境への配慮に関する目標</b></p> <p>廃棄物削減、分別回収、資源再利用、自然エネルギーの活用など環境に配慮した活動を実践し、法人として社会的責任を果たす。</p>	<p>4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置</p> <p><b>【110】</b> 環境負荷の低減や循環型社会の実現に寄与する活動を推進する。<b>【数値目標】</b></p> <p><b>【111】</b> 事務機器・情報機器・OA 機器の導入及び入替を行う場合は、現在導入している情報機器等を精査し、集約化や環境に配慮した機器を選定し導入及び入替を行う。</p> <p><b>【112】</b> SDGs※10に向き合う教育カリキュラムの開設を検討する。</p> <p>※1 学術情報リテラシー教育:学術に係る情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力を身につけるための教育</p> <p>※2 カリキュラム・ポリシー:教育課程の編成方針</p> <p>※3 ディプロマ・ポリシー:卒業認定・学位授与に関する方針</p> <p>※4 シラバス:各授業科目の詳細な授業計画</p> <p>※5 持続的発展教育(ESD):持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略称</p>	<p>を実施する。</p> <p>4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 一般管理費を経常費用の8%以内に抑制する。<b>【再掲】</b></p> <p>② 水道光熱費を一般管理費の10%以内に抑制する。<b>【再掲】</b></p> <p>③ 新棟に導入する情報機器・OA 機器は、機器の精査し、環境に配慮した機器を選定する。</p> <p>④ 将来構想委員会(教務専門部会)において、教養教育運営委員会を中心にSDGsに向きあう新カリキュラムを策定する。</p>
--	---	---

	<p>※6 GPA制度:授業科目ごとの成績評価に対して、GP(グレードポイント)を付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度。</p> <p>※7 ラーニング・コモンズ:図書館などに設けられ、学生同士が議論し知識を求め、ともに考える場(総合的な自主学習のための環境)</p> <p>※8 機関リポジトリ:機関所属者の研究成果である論文等、大学及び研究機関等において生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫</p> <p>※9 SD(スタッフ・ディベロップメント):職員、教員を含めた組織的な職能開発への取り組み</p> <p>※10 SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された17の目標と169のターゲットからなる国際目標</p>	
--	---	--

XI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和3年度～令和8年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,776
(施設整備費等補助金以外)	(7,543)
(施設整備費等補助金)	(3,233)
授業料等収入	11,080
受託研究等収入	0
その他の収入	945
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	126
計	22,927
支出	
人件費	12,253
(退職金以外)	(11,983)
(退職金)	(270)
一般管理費	5,864
(施設整備費以外)	(2,138)
(施設整備費)	(3,726)
教育研究費	4,810
受託研究等経費	0
計	22,927

VIII 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,869
(施設整備費等補助金以外)	(1,279)
(施設整備費等補助金)	(1,590)
授業料等収入	1,784
受託研究等収入	0
その他の収入	84
繰越積立金取崩収入	126
目的積立金取崩収入	21
計	4,884
支出	
人件費	2,132
(退職金以外)	(2,052)
(退職金)	(80)
一般管理費	1,914
(施設整備費以外)	(336)
(施設整備費)	(1,578)
教育研究費	838
受託研究等経費	0
計	4,884

	<p>(人件費の見積り)</p> <p>中期目標期間中 総額 12,253 百万円を支給する。</p> <p>注)人件費の見積りについては、中期目標期間の人員を見込んで令和2年度の人件費見込み額を基に、役員報酬及び教職員の給料、諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、特別昇給、ベースアップ分は含まない。</p> <p>注)退職手当は、公立大学法人都留文科大学職員退職手当規程の規定に基づき支給し、当該年度において算定された相当額が運営交付金として財源措置される。</p> <p>(運営費交付金の算定方法)</p> <p>運営費交付金＝①標準運営費交付金＋②特定運営費交付金＋③施設整備費等補助金</p> <p>① 標準運営費交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の運営に係る標準的な経費・収入を算定し、その財源不足を補うために交付される。</li> <li>・ 各事業年度の標準運営費交付金は、直近年度の決算額を基準として、毎年度予算編成過程において所要額が精査される。</li> </ul> <p>② 特定運営費交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的な経費で対応できない特定目的の経費である高等教育の修学支援新制度に係る減免分、退職手当、特別研究経費(地域貢献研究推進事業等、新たな教育研究ニーズに対応した特色ある研</li> </ul>	<p>(人件費の見積り)</p> <p>総額 2,217 百万円を支給する。</p> <p>注)人件費の見積りについては、令和3年度の人件費見積額に、役員報酬及び教職員の給料、諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、特別昇給、ベースアップ分は含まない。</p> <p>注)退職手当は、公立大学法人都留文科大学職員退職手当規程の規定に基づき支給し、当該年度において算定された相当額が運営交付金として財源措置される。</p>
--	--	--

究を重点的に支援するもの)等、年度の事情により経費が変動する事業の財源に充てるために交付される。毎年度予算編成過程において所要額が精査される。

③ 施設整備費等補助金

- ・ 法人が所有する施設の整備、大規模改修又は災害復旧に要する経費に対する財源が補助される。毎年度予算編成過程において所要額が精査される。(当該整備に係る臨時的収入分は差し引く)
- ・ 建物の新設及び用地取得については、予算編成時において都留市が行うか、法人が行うかその都度検討し、補助金に含めるか否か決定される。

2 収支計画(令和3年度～令和8年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	22,927
経常経費	22,927
業務費	17,063
教育研究費	4,810
受託研究費等	0
人件費	12,253
一般管理費	5,864
財務費用	0
雑損	0

2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,884
経常経費	4,884
業務費	2,970
教育研究費	838
受託研究費等	0
人件費	2,132
一般管理費	1,914
財務費用	0
雑損	0

臨時的損失	0
収入の部	22,801
経常収益	22,801
運営費交付金	10,776
授業料等収益	11,080
受託研究費等収益	0
その他収益	945
財務収益	0
雑益	0
臨時収益	0
当期純利益	△126
前中期目標期間繰越積立金取崩益	126
純益	0

臨時的損失	0
収入の部	4,737
経常収益	4,737
運営費交付金	2,869
授業料等収益	1,784
受託研究費等収益	0
その他収益	84
財務収益	0
雑益	0
臨時収益	0
当期純利益	△147
繰越積立金取崩益	126
目的積立金取崩益	21
純益	0

3 資金計画(令和3年度～令和8年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,927
業務活動による支出	22,927
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	22,927
業務活動による収入	22,801
運営費交付金による収入	10,776

3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,884
業務活動による支出	4,884
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	4,737
業務活動による収入	4,737
運営費交付金による収入	2,869

	<table border="1" data-bbox="779 154 1391 443"> <tr> <td>授業料等による収入</td> <td>11,080</td> </tr> <tr> <td>受託研究等による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>945</td> </tr> <tr> <td>投資活動による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>財務活動による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前期中期目標期間からの繰越金</td> <td>126</td> </tr> </table> <p data-bbox="768 555 1424 874"> XII 短期借入金の限度額  1 短期借入金の限度額  2 億円  2 想定される理由  運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。 </p> <p data-bbox="768 938 1424 1018"> XIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  なし </p> <p data-bbox="768 1082 1424 1209"> XIV 剰余金の使途  決算において剰余金が発生した場合には、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 </p>	授業料等による収入	11,080	受託研究等による収入	0	その他の収入	945	投資活動による収入	0	財務活動による収入	0	前期中期目標期間からの繰越金	126	<table border="1" data-bbox="1503 154 2063 491"> <tr> <td>授業料等による収入</td> <td>1,784</td> </tr> <tr> <td>受託研究等による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>投資活動による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>財務活動による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前中期目標期間からの繰越金</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩による収入</td> <td>21</td> </tr> </table> <p data-bbox="1447 555 2103 874"> IX 短期借入金の限度額  1 短期借入金の限度額  2 億円  2 想定される理由  運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。 </p> <p data-bbox="1447 938 2103 1018"> X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  なし </p> <p data-bbox="1447 1082 2103 1257"> XI 剰余金の使途  決算において剰余金が発生した場合には、教育・研究の質の向上、組織運営の改善及び就学支援制度該当者入学金返還に充てる。 </p>	授業料等による収入	1,784	受託研究等による収入	0	その他の収入	84	投資活動による収入	0	財務活動による収入	0	前中期目標期間からの繰越金	126	目的積立金取崩による収入	21
授業料等による収入	11,080																											
受託研究等による収入	0																											
その他の収入	945																											
投資活動による収入	0																											
財務活動による収入	0																											
前期中期目標期間からの繰越金	126																											
授業料等による収入	1,784																											
受託研究等による収入	0																											
その他の収入	84																											
投資活動による収入	0																											
財務活動による収入	0																											
前中期目標期間からの繰越金	126																											
目的積立金取崩による収入	21																											

	XV 施設及び設備に関する計画(令和3年度～令和8年度) ▶令和3年度～令和8年度	XII 施設及び設備に関する計画 (単位:千円)	
施設及び設備の整備内容		予 定 額	財 源
・新棟整備事業	2,091,240	施設整備費等補助金 2,059,890 標準運営費交付金 31,350	
・「生涯活躍のまち・つる」大学連携施設 (PFI的事業)*1	64,000	標準運営費交付金 64,000	
・大規模改修工事*2 【内訳】 本部棟外壁改修工事 1号館改修工事 3号館外壁改修工事 体育館改修工事 等	1,172,500	施設整備費等補助金 1,172,500	
・その他施設整備費 【内訳】 本部棟:屋上防水改修工事 空調設備更新工事 4号館:内装改修工事、外装改修工事 自然科学棟空調設備改修工事 等	398,293	標準運営費交付金 398,293	
合 計	3,726,033		

(単位:千円)

\*1「生涯活躍のまち・つる」大学連携施設については、PFI(BTO方式)による整備を検討し、中期目標期間を超える債務負担の償還予定額については、以下のとおり。

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	中期目標 期間計	次期以降償 還額	償還額計
償還予定額			16,000	16,000	16,000	16,000	64,000	416,000	480,000

\*2 事業費用が 50,000 千円を超える改修工事を目安とする。

▶令和4年度

(単位:千円)

施設及び設備の整備内容	予 定 額	財 源
・新棟建設工事及び備品什器整備費	1,225,445	運営費交付金
・大学体育館改修工事	111,122	
・音楽棟外部改修工事	133,397	
・自然科学等空調設備改修工事	61,228	
・その他施設・設備整備費	46,322	
	合計 1,577,514	

XVI 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XVII その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

XIII 積立金の使途

教育・研究の質の向上、組織運営の改善及び就学支援制度該当者入学金返還に充てる。

XIV その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし